みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第732号)

2024年8月1日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~政策関連~

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、6都市におけるサービス業の開放拡大に向けた規則調整案を公表

国務院(中央政府)は2024年7月11日、『瀋陽市等6都市における関連行政法規規定の調整実施の承認に関する国務院の回答』を公表しました。国務院は瀋陽市(遼寧省)、南京市(江蘇省)、杭州市(浙江省)、武漢市(湖北省)、広州市(広東省)、成都市(四川省)6都市におけるサービス業の開放拡大を推進するため、同日より『民営非企業単位登記管理暫定条例』、『旅行社条例』などの関連規定を調整して実施するとしました。外資による非営利医療機関と高齢者介護施設、旅行代理店の設立を認めた他、一部の付加価値電信業務における外資出資比率の制限を撤廃しました。また、娯楽施設、公演会場などの投資・設立に対する審査承認権限を地方政府に移譲することも明記しました。

■ 直近の重要政策

金融政策

✓ 商務と金融の協働強化、越境貿易と投資の高度な発展への更なる支援に関する意見 (商務部など、7/12)

地方政策

✓ 『上海市の養老関連科学技術のイノベーションと発展推進の行動方案(2024~2027 年)』の公表に関する 上海市政府弁公庁の通知

(上海市政府、7/10)





■ 注目トピックス

国務院、6都市におけるサービス業の開放拡大に向けた規則調整案を公表

国務院(中央政府)は2024年7月11日、『瀋陽市等6都市における関連行政法規規定の調整実施の承認に関する国務院の回答』(以下、回答書)を公表しました。国務院は瀋陽市(遼寧省)、南京市(江蘇省)、杭州市(浙江省)、武漢市(湖北省)、広州市(広東省)、成都市(四川省)6都市におけるサービス業の開放拡大を推進するため、同日より『民営非企業単位登記管理暫定条例』、『旅行社条例』などの関連規定を調整して実施するとしました。外資による非営利医療機関と高齢者介護施設、旅行代理店の設立を認めた他、一部の付加価値電信業務における外資出資比率の制限も撤廃しました。また、娯楽施設、公演会場などの投資・設立に対する審査承認権限を地方政府に移譲することも明記しました。国務院は22年12月に上記6都市においてサービス業の開放拡大総合試行を展開することを承認しました。主な調整内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表 1】主な調整内容

No.	主な調整内容	準拠法
1	▶ 瀋陽市、武漢市、広州市、成都市において外資が中資系と共同寄付の形で非営利医療機関を設立することを認める。	『民営非企業単位登記管
2	▶ 杭州市、広州市、成都市において外資による非営利高齢者介護施設の設立を認める。	理暫定条例』
3	▶ 瀋陽市、南京市、広州市、成都市において域外旅行業務(台湾地域を除く)を手掛ける外資系旅行代理店の設立を認める。	『旅行社条例』
4	▶ 瀋陽市、南京市、杭州市、広州市、成都市において外資(マイノリティ出資)による VPN(Virtual Private Network)事業の展開を認める。	『外商投資参入特別管理
5	▶ 瀋陽市、南京市、杭州市、広州市、成都市において情報サービス業務(アプリ関連業務に限定)、インターネット接続業務(顧客向けISP業務に限定)などの付加価値電信業務における外資出資比率の制限を撤廃する。	措置(ネガティブリス ト)(2021 年版)』
6	▶ 外資による娯楽施設の投資・設立に対する審査承認権限を南京市、 杭州市、武漢市、広州市、成都市政府の文化主管部門に移譲する。	『娯楽場所管理条例』
7	▶ 外資による公演会場、公演事務局の投資・設立に対する審査承認権 限を南京市、杭州市、武漢市、広州市、成都市政府の文化主管部門 に移譲する。	『営業性演出管理条例』
8	▶ 外国または香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域の劇団、個人参加の商業的公演に対する審査承認権限を南京市、武漢市、広州市、成都市政府の文化主管部門に移譲する。	『営業性演出管理条例』
9	▶ 広州市において外資による社会調査会社への出資を認める。中国資本側の出資比率は67%を下回ってはならず、代表者は中国籍でなければならない。	『外商投資参入特別管理 措置(ネガティブリス ト)(2021 年版)』

(回答書に基づき、中国アドバイザリー部作成)

現在、国家サービス業の開放拡大総合示範区は海南省と 10 都市(4 直轄市を含む)に設置されています。 上記 6 都市に加え、国務院は 20 年 9 月に北京市、21 年 4 月に上海市、海南省、天津市、重慶市においてサービス業の開放拡大総合試行の展開を承認しました。サービス業の開放拡大に向けた規則調整は、サービス 貿易の発展促進を目指す他、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、デジタル貿易協定 DEPA などの国際ルールに照準を合わせた制度整備の一環にもなります。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6962582.htm

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

商務と金融の協働強化、越境貿易と投資の高度な発展への更なる支援に関する意見

(原文: 关于加强商务和金融协同 更大力度支持跨境贸易和投资高质量发展的意见)

商務部など 2024年7月12日公表

【主要内容】

- ▶ 商務部は中国人民銀行(PBOC)、国家金融監督管理総局(NFRA)、国家外貨管理局(SAFE)と連名で、商務と金融の協働強化により、越境貿易と投資の高度な発展をさらに支援する意見を公表した。既存の方針が多く含まれているものの、商務と金融官庁の連携強化を通じて、関連政策の着実な実行を求めることが目的である。
- 対外貿易の質を向上させ、対外貿易に向けた総合金融サービスを最適化する。与信、信用保険、契約者貸付、損害保険などのサービスを充実させる。サプライチェーンの国際協力、越境ECの輸出、グリーン貿易などに対してサービスを提供する。サービス貿易とデジタル貿易の発展に注力し、サービス貿易ファンド、無形資産を担保にした融資、データ資産に係る保険などを活用する。
- ▶ 外資の規模の安定化と質の向上を促進し、外資に対する金融サービスを強化する。外商投資環境を最適化し、外資企業と積極的にアプローチし、多様で専門的な金融サービスを提供する。
- 「一帯一路」における経済貿易協力と対外投資協力を強化し、多様な投融資サービスを提供する。資金調達ルートを拡大し、海外金融ネットワークを整備し、対外投資協力に対して与信、信用保険、再保険などのサービスを充実する。
- ▶ 越境貿易と投資の発展に便宜を図り、支払い決済環境を最適化する。クロスボーダー人民元サービスを改善し、研修・広報活動を展開し、為替リスクヘッジ商品を最適化し、中小零細企業の外為リスクヘッジのコストを軽減する。
- 越境貿易、投資と金融に係るリスクマネジメントを着実に行い、安全確保という最低ラインを守る。 銀行、保険会社が越境貿易、技術輸出入、対外投資協力などの分野におけるリスク管理とコントロールを強化するよう指導する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2024/art_e267eff0a2ed43e0a41f4f00aa660457.html

地方政策

『上海市の養老関連科学技術のイノベーションと発展推進の行動方案(2024〜2027 年)』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知

(原文:上海市人民政府办公厅关于印发《上海市推进养老科技创新发展行动方案(2024-2027年)》的通知)

滬府弁発 [2024] 8号

上海市政府2024年7月10日公表

【主要内容】

- 上海市政府は、国務院が今年1月に公表した銀髪経済(シルバー経済)の発展と高齢者福祉の増進に向けた意見を着実に実行するため、当市の養老関連科学技術と製品の開発強化に向けた活動計画を公表した。
- > 27年までに、養老科学技術産業園を1カ所立ち上げる。1~2カ所のインキュベート施設、3~5カ所の企業技術イノベーションセンター、1~2カ所の研究開発テストサービスプラットフォームを作り上げる。5~10社のトップ企業を導入・育成する。上海市基本養老サービス総合プラットフォームを構築し、年間利用者数が500万人回を超えることを目標に掲げている。
- > スマートセンサーや無線通信、AI (人工知能) 関連技術の研究開発に注力する。生成AIなどの新技術を生かし、養老製品のスマート感知、自己学習、自己認識、自律行動などの能力を高める。

- ▶ 重点製品の開発を推進する。オートズーム老眼鏡、スマート補聴器、スマートトラベル電動車椅子などを開発する。心筋梗塞患者のフォローアップ管理に使用されるウェアラブルデバイスや、携帯用睡眠時無呼吸検査装置なども開発する。これに加え、リハビリロボット、転倒検知機能などを備える見守りカメラ、スマートベッド、介護ロボット、メンタルコミットロボットなどの開発にも取り組む。
- コミュニティサービスにおけるリハビリ機器の貸与試行を引き続き展開する。リハビリロボットなどの養老製品をリースサービス目録に盛り込み、リースサービス補助金の適用対象を拡大することを検討する。
- > この他、養老製品の販促キャンペーンの実施や、標準整備、産学連携と金融支援の強化などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.shanghai.gov.cn/202413bgtwj/20240710/d60e21d34520472da8b499fe45464b7c.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリー部作成)

【照会先】

中国アドバイザリー部 担当者:張

Tel : 021-3855-8888 (Ext: 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の 確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変 化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご 自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りる機密事項や非公開 情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。